

別表 1

事業メニュー	補助対象経費	事業種目	補助対象者	補助対象内容	補助率	重要な変更
1. 高性能林業機械等整備	物価及びエネルギー価格高騰の影響を抑えるための生産コストの低減や生産性の向上等に資する林業・木材産業関連機械設備等の導入及び県内で現場実装する先進機械開発に必要な経費	林業機械作業システム整備	認定事業主（注1）、選定経営体（注2）	高性能林業機械、林業用トラック、集材機等	1/2 以内	1. 補助対象経費の額の変更 ・補助対象経費の増額 ・補助対象経費の20%を超える減額（ただし入札による減額は除く。） ・事業種目間の20%を超える額の増減 2. 補助事業の内容の変更 ・補助対象機械設備等の変更（ただし（注3）の場合は除く。） 3. 補助事業の中止又は廃止
2. 特用林産振興施設等整備	特用林産物活用施設等整備	特用林産物生産者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人及び特認団体等	特用林産物生産施設装置、特用林産物生産用機械、特用林産物加工・貯蔵施設装置、特用林産物集出荷・販売施設装置、特用林産物加工流通用機械			
3. 木材加工流通施設等整備	(1) 木材加工流通施設整備 (2) 森林バイオマス等活用施設整備	森林組合、木材関連業者等の組織する団体及び地域材を利用する法人等	木材製材施設装置、木材加工施設装置及び木材集出荷用機械等			
4. 木質バイオマス利用促進施設整備	(1) 未利用間伐材等活用機材整備 (2) 木質バイオマス供給施設整備 (3) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者及び民間事業者等	未利用間伐材等活用機械、木質バイオマス供給施設装置、木質バイオマスエネルギー供給用機械、木質バイオマスエネルギー利用施設装置			
5. 先進林業機械等の開発	先進林業機械の開発	先進林業機械の開発	認定事業主（注1）又は選定経営体（注2）のうち、機械メーカーと連携して事業を実施する者	県内で現場実装する先進林業機械の開発等（別表1-1、1-2参照）	2/3 以内	

(注1) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」の第5条に定める知事から認定された事業主

(注2) 「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）」に基づき、効率的かつ安定的な林業経営や森林経営の継続性の確保を目指す林業経営体として都道府県知事が選定した林業経営体

(注3) ただしア～ウのいずれかに該当するものは除く。

ア 補助目的及び事業能率に関係のない細部の変更である場合

イ 補助事業の目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

ウ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ補助事業者の自由な創意により変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

別表 1 - 1

補助対象内容 (5. 先進林業機械等の開発)

費目	内容
人件費	補助事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価とする。単価については、補助事業者の賃金支給規則等によるなど、妥当な根拠に基づき業務の内容に応じた単価を設定すること。
旅費	各種調査、検討会、普及活動等の実施に必要な交通費とする。
使用料及び賃借料	車両、器具機械、会場等の借りに必要な経費とする。
機材器具費	機械等を購入・改良・修理するための経費とする。使用にあたり必要な運搬費、燃料費等も含む。 なお、事業を共同実施する民間団体等から購入等する場合には、利益排除による原価での取得とすること。
諸経費	設備の導入のための直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の経費とする。

別表 1 - 2

補助対象外内容 (5. 先進林業機械等の開発)

費目	内容
<p>機材器具費</p>	<p>ベースマシン購入費、既存機械器具の取壊しや撤去に係る経費は補助対象外とする。</p> <p>また、補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者及び補助事業者が連携する機械メーカー（以下、「連携補助事業者」という。）の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者及び連携補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんに関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、次のとおり利益等排除方法を定める。</p> <p>① 利益等排除の対象となる調達先</p> <p>以下のものを対象とする。（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）</p> <p>ア 補助事業者及び連携補助事業者自身</p> <p>イ 100%同一資本に属するグループ企業</p> <p>ウ 補助事業者及び連携補助事業者の関係会社（補助事業者及び連携補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者及び連携補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）</p> <p>② 利益等排除の方法</p> <p>原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。</p>